令和３年６月１０日

アフタースクールご利用の保護者の皆様へ

教育委員会生涯学習振興課

放課後子ども対策担当課長

まん延防止等重点措置の延長に伴うアフタースクールの対応について

日頃より、本市教育行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

千葉県ではまん延防止等重点措置を講じる区域として、本市を４月２８日から５月３１日までの期間を対象に指定していましたが、感染状況や医療提供体制のひっ迫の状況等を踏まえ、６月２０日まで再度延長することとなりました。

本市のアフタースクールにおいては、国の基本的対処方針なども踏まえ、引き続き感染防止対策を実施する必要があるため、アフタースクール利用料の日割り計算について、下記の通り対応することで感染防止対策の推進を図ることとしました。

１　利用料の日割り計算対象者について

1. お子様が新型コロナウイルス陽性の場合
2. お子様が新型コロナウイルス濃厚接触者と特定され、保健所から自宅待機を要請された場合
3. お子様の同居家族等が新型コロナウイルス濃厚接触者に特定又は医師や保健所の指示によりＰＣＲ検査を受検し、結果が出るまでの間に自宅待機した場合

（※他に手段がなく保育が必要な場合はアフタースクールの利用は可能ですが、

日割り計算の対象外となります）

２　手続きについて

　別添の申出書に必要事項を記入の上、生涯学習振興課まで持参、またはご郵送ください。

|  |
| --- |
| 【郵送先】〒２６０－８７３０　　　　　千葉市中央区問屋町１番３５号ポートサイドタワー１１階　　　　　教育委員会生涯学習振興課放課後子ども対策班　　　　　ＴＥＬ：０４３－２４５－５９５７ |

３　変更後の利用料金について

利用料変更決定通知書により通知します。

※夜間の部ご利用の方のおやつ代は、日割り計算の対象外です。

４　日割り計算の適用開始について

　令和３年６月１日以降に上記１の日割り計算対象者となった方

＜担　当＞　教育委員会生涯学習振興課　放課後子ども対策班

０４３－２４５－５９５７